

令和 8 年 7 月 1 日
県土整備部都市整備局宅地安全課
0 4 3 - 2 2 3 - 3 1 2 8

九都県市では、危険な盛土等に伴う災害防止に向けた 周知啓発活動を実施します！

(九都県市同時発表：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市)

令和3年7月に発生した静岡県熱海市の土石流災害では、上流部の盛土の崩落により、多くの貴い生命や財産が失われる甚大な被害がもたらされました。

この災害を契機として、令和4年に「宅地造成及び特定盛土等規制法(通称盛土規制法)」が改正され規制が開始したところですが、危険な盛土等による災害を防止するため、法制度の一層の周知徹底が必要です。

そこで、九都県市では、危険な盛土等による災害の防止をさらに推進するため、連名で作成したチラシを配布し、土地所有者及び工事主等に対して、盛土規制法に基づく規制制度を改めて周知する啓発活動を実施します。

【九都県市が連携して実施する周知啓発活動の概要】

1 目的

盛土規制法の制度を広く周知し、危険な盛土等による災害を防止すること。

2 対象者

土地所有者及び工事主等

3 周知啓発内容

九都県市連名によるチラシを配布し、盛土規制法について理解を求める。

4 周知方法

九都県市共通の取組

- ・業界団体を通じた周知
- ・各都県市のホームページを通じた周知 等

千葉県独自の取組

- ・高速道路PAなどにおけるチラシ配布(令和8年7月下旬に実施予定)
- ・県出先機関や各市町村の担当窓口におけるチラシ配架

5 その他

本取組は令和7年4月に九都県市首脳会議に設置した「盛土規制法の適切な運用に向けた検討会」の一環として推進するものです。

詳細は九都県市首脳会議ホームページを御覧ください。

<https://www.9tokenshi-syunoukaigi.jp/activity/meeting/2026/>



知らないうちに違反?

盛土の新ルールを確認してください

(盛土規制法)



あなたの土地に無断で盛土されていませんか?
土地を安全に管理することが求められます!



擁壁にひび、変形等の異常はありませんか?
壊れる前に適切な維持管理を!

九都県市は、共同で危険な盛土等に伴う 災害防止に向けた取組を行っています。

埼玉県



千葉県



東京都



神奈川県



横浜市



川崎市



千葉市



さいたま市



相模原市



九都県市



盛土規制法のポイント

九都県市ほぼ**全域**が**宅地造成等工事規制区域**または**特定盛土等規制区域**のいずれかに指定されています

⚠️ 手続き

一定規模を超える盛土等の工事に着手する場合は、**許可申請等**が必要です。

⚠️ 管理責任

盛土等が行われた土地について、**土地所有者等は常時安全な状態に維持する責務**があります。

⚠️ 罰 則

手続きや盛土等の管理を怠った場合には、**土地所有者や工事主等**に対し、盛土規制法の**罰則**が適用されます。
(最大で**拘禁刑3年**又は**罰金1,000万円**、法人に対しては**最大3億円**)

九都県市首脳会議

規制区域の指定状況や、盛土規制法のルール等の詳細については、各自治体の窓口にお問合せください。

埼玉県

都市整備部 都市計画課

電話：048-830-5336



埼玉県 盛土規制法HP

千葉県

県土整備部 都市整備局 宅地安全課

電話：043-223-4494



千葉県 盛土規制法HP

東京都

都市整備局 市街地整備部 区画整理課

電話：03-5320-5132



東京都 盛土規制法HP

神奈川県

県土整備局 河川下水道部 砂防課

電話：045-210-6505



神奈川県 盛土規制法HP

横浜市

建築局 宅地審査部 宅地審査課
建築局 宅地審査部 調整区域課

電話：045-671-2121



横浜市 盛土規制法HP

川崎市

まちづくり局 指導部 宅地企画指導課

電話：044-200-3087



川崎市 盛土規制法HP

千葉市

都市局 建築部 宅地課

電話：043-245-5538



千葉市 盛土規制法HP

さいたま市

都市局 都市計画部 開発・盛土調整課

電話：048-829-1428



さいたま市 盛土規制法HP

相模原市

都市建設局 まちづくり推進部 開発調整課

電話：042-769-6128



相模原市 盛土規制法HP